

災害対応特殊救急自動車仕様書

鳥取県西部広域行政管理組合
消 防 局

災害対応特殊救急自動車仕様書

第1 総 則

1 目 的

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という。）が令和7年度に製作する災害対応特殊救急自動車（以下「救急車」という。）の仕様、その他関係事項について定める。

- 2 救急車はすべて新規製品とし、この仕様書に定めるもののほか、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（災害対応特殊救急自動車）に定める規格に適合するものであること。また、すべての架装は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認されるものであること。なお、薬事法にかかる国の指導に基づき、救急車に積載する医薬品等の取り付けは、本仕様には含まないこと。

3 製作台数

1 台（米子消防署配備）

4 車両概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 車両寸法 | 全長 5,700 mm以内、全幅 1,950 mm以内、全高 2,550 mm以内 |
| (2) エンジン | ガソリンエンジン、総排気量 2, 4 0 0 cc 以上 |
| (3) 変速装置 | オートマチックトランスミッション |
| (4) 駆動方式 | 四輪駆動 |
| (5) 安全装置 | A B S 装置、エアバック装置（運転席・助手席） |
| (6) 灯火類 | L E Dヘッドランプ（ハイビームはハロゲンでも可）及びL E Dフォグランプ |

5 協 議

この仕様書について疑義のあるときは、必要に応じて都度、発注者と協議し決定すること。

- (1) 本仕様書に明記していない事項であっても、社会通念上、当然必要と認められるものについては本業務の納入事業者の責任において履行すること。
- (2) 本仕様書に定める資器材の規格について、型式変更等納入困難な場合は同等品以上のものにする。
- (3) 製作進行中に仕様書及び承認図書を変更する必要がある場合には、発注者と協議し、発注者の指示を受け確認の図書等を取り交わすこと。

- 6 受注者は製作に先立ち、この仕様に基づき下記の図書を製作提出し、消防局と製作上の細部について十分な打ち合わせを行い、製作承認を受けること。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 価格内訳書 | 1 部 |
| (2) 製作工程表 | 1 部 |
| (3) 艀装承認図 | 3 部 |
| (4) 積載品等配置図 | 3 部 |
| (5) その他発注者の要求する図書、書類等（電気配線図） | 必要数 |

7 登録、回送納入

受注者は、下記の事項により本仕様書による完成車を納入すること。また、車両登録（自動車リサイクル料金、車庫証明、緊急車指定申請書）及び回送納入に関する一切の手続き並びに費用を含むものとし、すべて受注者の責任において行うものとする。ただし自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険は発注者が別途負担する。

- (1) 納入期日 令和8年3月16日(月)
- (2) 納入場所 鳥取県西部広域行政管理組合消防局
- (3) 車両登録 納入期日の30日前までに登録すること。

8 検 査

- (1) 中間検査(詳細にあつては落札後協議)
塗装前に部品、材料及び艤装等の検査を必要と認めたときに行うものとする。
- (2) 検収検査
 - ア 納入に際して、救急自動車の各部(付属品含む。)について、十分な点検整備及び清掃等を行っておくこと。
 - イ 検収検査は、救急自動車の塗装等仕上がり状態、艤装関係及び各装置機能確認等を重点的に行い、必要に応じて随時確認する。
 - ウ 検収検査時に発注者が不具合等を確認した場合には、受注者は改善対策事項等を記した書類を速やかに作成し提出すること。
- (3) 納入に際しては、次のものを添付または提出すること。
 - ア 車両、各機器等の取扱説明書
 - イ 保証書
 - ウ 自動車検査証(写し)
 - エ 緊急自動車指定書(写し)
 - オ リサイクル料(預託証明書:写し)
 - カ 改造自動車審査結果通知書等(写し)
 - キ その他発注者が指示したもの

9 保 証

- (1) 納入に至るまでの間において発生した、どのような事故も受注者において責任を負うものとする。
- (2) 保証期間は納入日から1年間とし、材質の不良及び製作の不備により生じた故障および破損について、受注者がその責任において無償で修理するものとする。また、保証期間後であっても設計・製作及び材料不良等の瑕疵によって生じた場合については、受注者が無償で修復すること。
- (3) その他については、別途契約書のとおりとする。

第2 艤 装

1 車体艤装

- (1) 「救急業務実施基準」(昭和39年3月3日付自消甲教発第6号通知。以下「実施基準」という。)第10条に定める要件に適合するものであること。
- (2) 四輪駆動方式であること。
- (3) 車体は、全有蓋で密閉式構造のものであること。なお、運転室と患者室は隊員等が移動できる構造のものであること。
- (4) 車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有するものであること。
- (5) 車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること。
- (6) 傷病者を収容する部分の規格は、次のものであること。
ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高は、実施基準第14条に定める資器材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
- (7) 各救急資器材及び高度救命処置用資器材等は、その機能を損なう事なく、安全かつ確実に積載できる構造であること。

- (8) 救急資器材に必要な電気容量を継続して確保できるものであること。
- ア 患者室にAC100V（正弦波、300W以上）コンセント11個以上（携帯吸引器用及び携帯電話専用含む）又、DC12Vコンセント1個以上の電源並びに、各救急資器材、高度救命処置用資器材等の使用等救急業務に必要な電源装置を設けること。
 - イ 救急用モニター及び室内蛍光灯は、外部商用電源において使用可能な構造であること。
 - ウ 又、外部商用入力電源はエンジンスターターカット機能及びマグネット方式とする。
 - エ バッテリー内蔵の資器材で充電の必要なものは、外部商用電源において充電可能な構造であること。
 - エ 患者室右側にモニターコード用フック5個以上取付けること。
- (9) (8)とは別に外部商用電源を直接患者室に取り込みAC100Vコンセント1個以上を設けること。外部商用入力電源はマグネット方式とし、リレー回路を有すること。（詳細については別途協議）
- (10) 緩衝装置は、救急資器材等を用いた業務の遂行に支障のない十分な性能を有すること。
- (11) 十分な冷暖房機能を有するヒーター及びエアコンを取付けること。
- (12) 電子サイレン
- 電子サイレン（拡声装置兼用）は、ウ～ウ～音付き（2音式）サイレンを取付けること。
- サイレンは「救急自動車に備える音色の変更について」（昭和45年6月10日付消防第337号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合すること。電子サイレンアンプは、50W型、右左折メッセージキャンセルスイッチ付とし、取付け配線は専用とすること。また、モーターサイレンをスイッチ付きで取付け配線は専用とすること。
- (13) 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有する構造であること。
- (14) ストレッチャー積載架台は次に掲げる機能を有するものであること。また、メインストレッチャーが容易に収納、取り出しできる構造でスロープがついていること。
- ア 加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できる構造であること。
 - イ 感染防止対策等で洗浄可能な防水構造であること。
 - ウ 左右にスライドできる構造であること。
 - エ 確実な胸骨圧迫を行うため、患者室床面からメインストレッチャー上面までの高さを概ね700mm以下とする。
- (15) 運転席、助手席及び患者室左側の同乗者用座席にハイバック式シートを設けること。ただし後部のハイバック式シートとサイドベンチシートの間に空間がないようにすること。また、患者室のベッド頭部側に隊員用座席を設け、すべての座席にシートベルトを設けること。
- (16) 排気ガスが後部から入らない構造であること。
- (17) 患者室内の床面は抗菌性や防カビ性を有し、雨天や圧雪などによる転倒防止を考慮し、防滑仕様とすること。

2 外部艤装

(1) ドア関係

運転室部の左右ドアは後ろ開き式及び患者室の左側ドアはスライド式で設け、安全に乗降できるようにステップ等を設けること。

(2) 赤色警光灯（LED式）を指定した場所に取り付けること。（詳細は落札後協議）

- ア フロントルーフ及びリア左右
- イ ルーフサイド（作業灯一体型）
- ウ フロントバンパー前面左右
- エ バックドア上部左右

(3) 消防マーク

フロント中央部に消防マークを取付けること。

- (4) バッテリーボックス
 バッテリーの点検及び交換が容易にできるような構造とし、外部商用電源により充電できる充電器を取り付けること。
- (5) 車両ライン
 車両前面に50～70mm赤色の帯、車両側面に赤色の帯50～70mm、バックドアに赤色の帯50～70mmを貼付。車両側面及びバックドアには再帰性に富んだ反射材を貼り付けすること。(詳細は落札後協議)
- (6) サイド収納ボックスを取り付け、レスキューセットを取付けること。
- (7) メインスイッチ付きバックブザーを音声合成とは別に取付けること。
- (8) バックドア開放と同時に連動し、ハザードランプが点滅するようスイッチ付（バックドア付近）で設けること。
- (9) 下記に掲げるものを取付けること。
- ア サイドフラッシャーランプ
 - イ フォグランプ（純正品を取付）
 - ウ サイドバイザー
 - エ フロントアンダーミラー
 - オ リヤホイール灯
 - カ 助手席アウトサイドミラー
 - キ 車両サイドルーフ作業灯（左右各2基かつスイッチ左右別）
 - ク バックブザー（音声合成とは別に取付）
- (10) 自動車電話一式を取付け出来るようにすること。

3 内部機装

- (1) 傷病者保護用のリアカーテン（電動式）及びサイドカーテンを設けること。
- (2) 次に掲げる設備を設けること。
- | | |
|------------------------------|-----|
| ア 冷温蔵庫（後部座席付近に電源） | 1 式 |
| イ 手洗装置改造収納庫（上部ステンレストレイ付） | 1 式 |
| ウ 点滴ビン固定装置（サイド・天井） | 1 式 |
| エ 汚物入れ | 1 式 |
| オ 換気装置 | 1 式 |
| カ 酸素マスク収納庫 | 1 式 |
| キ FM／AMラジオ（カーナビ内臓でも可） | 1 個 |
| ク 時計（電波時計） | 1 式 |
| ケ ウェルパス収納庫 | 1 式 |
| コ 車両バッテリー自動充電器（外部商用電源AC100V） | 1 式 |
| サ 電流電圧計 | 1 式 |
| シ バックドア左大型アシストグリップ | 1 式 |
| ス 患者室天井部分及び右側前後アシストグリップ | 1 式 |
| セ サーチライト（患者灯、バックドア） | 1 式 |
| ソ 車輪止め | 1 式 |
- (3) 救急業務実施基準第14条別表に掲げる各救急資器材及び高度救命用資器材等は、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる構造であるとともに、埃等から保護するための措置が講じられるよう収納庫等を設けること。なお、収納庫及び積載場所、取付け方法等については別途指示する。
- ア 患者室に収納庫（収納棚）を可能なかぎり設け、1箇所は鍵付きとすること。
- また、運転室と患者室の間に縦型収納庫を設け、収納庫内の中央に仕切りを設け一つは可動式3段棚、一つは縦型資器材庫とすること。縦型資器材庫には固定ベルト等を3点以

上設けること。(詳細は落札後協議)

イ 患者室のすべての開放収納庫に扉を設けること。

ウ 救急車両左側面の患者室入口付近(助手席後側)には自動心臓マッサージ機を固定できる台及びベルト等を設けること。(詳細は落札後協議)

エ ホワイトボード(A3サイズ)を設けること。

オ 患者室にルーフネットを可能な限り設けること。(詳細は落札後協議)

カ 患者室内にティッシュボックス及びディスポグローブの固定マジックベルトを設けること。(設置場所については落札後協議)

(4) 図面等収納ボックス(ポケット付き)を運転席及び患者室に設けること。

(5) 助手席用スポットライトを設けること。

4 車載無線関係(新規取付)

当救急車に積載する無線設備等(車載無線機一式及びAVM等車載端末装置等)は、発注者が別に行う、高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業の事業者(以下「指定業者」と調整し、本事業にかかる作業を実施すること。また、新規取付けする無線設備等は、指定業者が実施(取付け及び機能点検含む)するが、本事業の受注者は取付けに必要な配線工事及び工作等の必要な調整、施工等の処置を施すこと。

なお、詳細については発注者及び指定業者と協議するものとし、次の項目に留意すること。

(1) 配線工事及び工作等に関する事項

ア 配線は配管パイプ内を通すこと。

イ 電源配線とアンテナ配線及び信号配線は別の経路をとること。

ウ 配線等は、新品を使用すること。

エ 敷設した配線の端末には、全て荷札を取り付けて種別を明確にすること。

オ 事前配線や艤装段階での必要な事項は指定業者と協議すること。(詳細は別途協議する)

(2) 運転室付近に無線設備等を取付けできるように必要な取付け用金具及び取付け用架台を設けること。また、必要に応じて無線設備等の収納庫を助手席後部に設置すること。

(3) 無線スピーカーは傷病者室に埋め込み式無線スピーカー(新規品)を指定した場所に取り付けること。また、運転席周辺は無線本体側スピーカーを使用する。

(4) 無線設備等の電源用スイッチ(ON/OFF切り替え)を指定する位置に設けること。また、スイッチ取付に関する配線や工作は本事業に含むものとする。

(5) 無線機等のノイズ対策のため、アースボンディングを取付けること。

(6) 無線アンテナ線を車内に引き入れる部分は、雨水等の侵入防止構造とすること。

(7) 無線設備等は取付け用架台にて指定する場所に取り付けるようにすること。

(8) 無線設備等にかかる各種アンテナや配管等を容易に点検するために点検口を設置すること。(設置箇所については別途協議する)

(9) 運転席または助手席後部スペースに無線設備等を配置できるようにパーティションボード等を取り付けること。また、取付けた無線設備等が十分に機能するよう電源端子等取付けること。(詳細は別途協議する)

(10) 機材設置にかかる事前準備等については、指定業者と事前に協議し、配線、配管、設置場所等を決定すること。また、これにかかる機材費、人件費等についてはすべて本事業に含むものとする。

(11) 無線設備等取付け後、指定業者による無線設備等の試験通信及び機能点検を実施し、正常に作動すること。また、事前配線等の施工不良が起因となった不具合に関しては受注者が改修等行うこと。(責任分界点等詳細は別途協議する)

5 文字書き等(詳細については落札後協議)

- (1) 救急車の前部、後部、両側面に別途指示する文字及びマークを記入すること。
- (2) キャブ上部に別途指示する対空標識を表示すること。
- (3) 車両側面中央及び側面後部に別途指示する文字及びマークを記入すること。

6 車両コーティング

- (1) ボディにガラス系コーティングを施工すること。(5年保証以上のもの)
- (2) 車両下廻り(マフラー含む)に塩害防錆用クリア塗装コーティングを施工すること。

7 当救急車に積載する取付品、附属品及び救急資器材並びに特殊機装等は別表(別表1～別表5)による。なお、医療機器、別表1～別表4「高度救命処置用資器材」の一部は発注者の支給品とする。ただし救急車に積載する医薬品、医療資器材及び高度救命処置用資器材の取付けは、別途発注予定の高度救命処置用資器材納入業者が行うので、受注者は取付ける必要はない。(固定金具等取付けに必要な処置をすること)

- (1) 別表1 取付品及び附属品
- (2) 別表2 軽微な変更として備えることができる取付品
- (3) 別表3 高度救命処置用資器材
- (4) 別表4 その他の救急資器材
- (5) 別表5 特別な取付品、附属品及び機装等

別 表 1

取付品及び附属品

品 名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘 要
メインストレッチャー	1台	車 両 側 購 入	取付	エクステンジストレッチャー4080-S ・枕、左右サイドアームプレート(左右カバー付き) ・新型ガートルキット(ガートル架×1マウント×2、 収納袋付き)
サブストレッチャー	1台		取付	FERNO J a p a n コンビネーションストレッチャー107
電子サイレン	1式		取付	2音切り替え式、音声合成タイプ(消防庁通知平成19年3月13日)、防雪カバー付き
赤色警光灯	1式		取付	LED大型散光式警光灯(可変ビーコン仕様)
酸素呼吸器	1式	支給品	取付	オキシパックOX-3S ワンタッチチャック2 個付、減圧弁SA-303ヨーク型ジュンロンチャック付、3方チーズ及び配管等を取付できるようにすること。
人工呼吸器(据置型)	1式	支給品	取付	・ANSWER(支給品)本体を取付(固定金具) 出来るようにすること。 ・マスク大小含む

吸引器（据置型）	1 式	支給品	取付	WS－1400
吸引器（据置型）	1 式	車両側	取付	専用ポンプ及び配管を取付できるようにすること （専用ポンプ及び配管部品は車両側）
エアーウェイ	1 個	支給品		
開口器	1 個	支給品		
消火器	1 本	車両側	取付	

別 表 2

軽微な変更として備えることができる取付品及び付属品

品 名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘 要
モーターサイレン	1 式	車 両 側 購 入	取付	スイッチはプッシュ式でフロント中央 に取付
スタッドレスタイヤ	1 式			ホイール付き
タイヤチェーン	1 式			イエティスノーネット
サイレンスピーカー防雪カバー	1 式		取付	スピーカー部
GPSナビゲーションシステム	1 式		取付	G P Sナビゲーション（純正品） 最新全国版ソフト付
車輪止め（2 個 1 組）	1 式			ゴム製ロープ付き
三角停止表示板	1 式			
レスキューセット	1 式		取付	レスキューツール（5 点）
消防章	1 式		取付	仕様書のとおり
消防本部名称等	1 式		取付	
対空標示	1 式		取付	
赤色ライン（赤帯）	1 式		取付	保安基準のとおり
心電計（携帯用）	1 式	支給品		
電動吸引器（携帯型）	1 式	支給品	取付	パワーミニック 2（支給品）を取付出来る ようにすること。
耐震血圧計（据置式）	1 式	支給品	取付	タイコスウォール型血圧計 成人用 7670-01（支給品）を取付できるように すること。
血圧計（携帯用）	1 式	支給品		
聴診器	1 式	支給品		
体温計	1 式	支給品		
検眼ライト	1 式	支給品		
収納ケース	1 式	支給品		
減圧式固定器具	1 式	支給品		全身及び部分固定
副木	1 式	支給品		
タオル包帯	1 式	支給品		

止血帯	1 式	支給品		缶ケース入り
バストバンド	1 式	支給品		
スコープストレッチャー	1 式	支給品	取付	エルゴンWMR-16150/V（支給品）が取付出来るようにすること。
頭部固定器具	1 式	支給品		
雨覆いシート	1 式	支給品		
まくら	1 式	支給品		
産科セット	1 式	支給品		
汚物入れ	1 式	支給品		
膿盆	1 式	支給品		
洗眼器	1 式	支給品		
氷嚢	1 式	支給品		
尿器	1 式	支給品		女性用
資器材収納ケース	1 式	支給品		
救命浮環	1 式	車両側		
救命綱（スローロープ等）	1 式			ロープの長さは別途協議

別 表 3
高度救命処置用資器材

品 名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘 要
気道確保資器材一式	1 式	支給品	取付	人工呼吸器、電動吸引器（携帯型） A C コンセント及び収納枠等の取付 含む
自動体外式除細動器 （二相波形型）	1 式	支給品	取付	固定金具取付（本体は支給品）
輸液用資器材	1 式	支給品		
血中酸素飽和度測定器	1 式	支給品		ポケット S p O 2 モニター W E C - 7 2 0 1
心電計（ベッドサイドモニター）	1 式	支給品	取付	固定金具取付（本体は支給品）
自動車電話（秘話機能を有するもの）	1 式	車両側	取付	

別 表 4
その他の救急資器材

品 名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘 要
予備酸素ボンベ 9.4L	4 本	車両側		9.4ℓ ロレットタイプアルミ製酸素 ボンベ（Q 0 1 7 刻印）

予備酸素ボンベ 2L	1 本	車両側		20 ロレットタイプアルミ製酸素ボンベ (Q017 刻印)
頸椎固定器具	1 式	支給品	取付	ファーノハイテックボードモデル 2010(支給品) を取付できるようにすること
担架	1 式	支給品		ラッピングストレッチャーラピタ
布担架	1 式	支給品		トランスポーターマット

別 表 5

特別な取付品、付属品及び艀装

品 名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘 要
アワーメーター	1 式	車 両 側	取付	
リモコンドアロック	1 式			3 個(キー付)
サーチライト (携帯)	3 本		取付	ペリカンライト LED # 2 4 1 0
バンパー保護板	1 式		取付	車両前後
患者室全ガラス曇りガラス	1 式		取付	詳細は別途協議
フロアマット	1 式			純正品
補修染料セット	1 式			
発光式カラーコーン (折りたたみ式)	3 個			収納袋付
ドライブレコーダー	1 式		取付	32GB カード付
消防無線等アンテナ	1 式	車両側	取付	設置に必要な配線工事及 び工作等 (AVM 等点検口 取付含む)
無線用スピーカー	1 式	車両側	取付	傷病者室埋め込み型
無線設備等取付台座	1 式	車両側	取付	無線設備等取付用パーテ ィションボード等

年 月 日

入 札 書 （ 第 回 ）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件 名	災害対応特殊救急自動車の納入
納 入 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
入 札 金 額	金 円

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

- 1 件 名 災害対応特殊救急自動車の納入
- 2 開 札 日 年 月 日
- 3 辞 退 理 由

年 月 日

入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

提出者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1 件 名 災害対応特殊救急自動車の納入

2 開 札 日 年 月 日

3 入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

☐ 仕様書に定める規格で入札に参加

☐ 仕様書に定める規格以外の同等品で入札に参加(組合の認定が必要)

【添付資料】

・同等品の仕様が確認できる書類(カタログ等)

(仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等)

認定結果は、令和7年6月6日(金)正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、令和7年6月9日(月)正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に
貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日
令和7年6月16日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403
鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合
事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広消30
案 件 名	災害対応特殊救急自動車の納入
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。